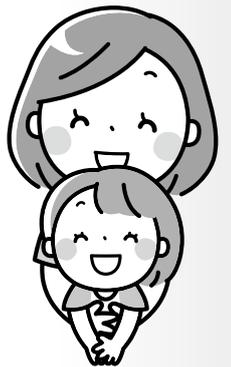


「低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金」のご案内



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金（一時金）が支給されます。ひとり親世帯とその他の世帯で申請方法や支給時期が異なりますので、ご確認ください。

●ひとり親世帯の場合

【対象者】

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給された方（所得制限による全部停止となつていない方を除く）
- ②公的年金等を受給していることよつて令和3年4月分の児童扶養手当が支給されない方
- ③①・②以外の方で、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がつたひとり親の方

【申請方法】

- ①の方は申請不要です。
- ②・③の方は申請が必要です。

申請書に必要な事項を記載

必着

●ひとり親以外の世帯の場合

【対象者】

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している令和3年度分の住民税均等割が非課税の方
- ②①のほか、令和3年3月31日時点で18歳未満（障がいのある子については20歳未満）の子の養育者であつて、次のいずれかに該当する方

令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が非課税相当の水準に下がつた世帯

※令和3年4月から令和4年2月末までに生まれる新生児を養育する方の直近の収入が非課税（相当）水準以下になつた場合も対象となります。

【申請方法】

- ①の方は申請不要です。（対象の方に

通知します）

- ②の方は申請が必要です。申請書に必要な事項を記載して、子ども支援課に提出してください。

また、申請書を提出される際は、申請書に記載している書類の添付をお願いします。

※申請書は、町のホームページからダウンロードしていただくか、子ども支援課窓口にて配布。

【給付額】

児童1人につき5万円

【支給時期】

- ①の方には、令和3年7月30日に支給しました。
- ②の方については、申請があり次第、順次支給予定です。

【申請期限】

令和4年2月28日（月）必着

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届出を忘れず提出してください！

対象となる方には、届出書類を送付していますので、必ず期間内に提出してください。

制度名	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給条件	◎父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない子どもの母または父 ◎父または母が身体などに重度の障がいがある子どもの母または父	◎身体や精神に中程度以上の障がいがある子どもを養育している父もしくは母 ◎父母にかわってその子どもを養育している方
対象児童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体または精神に中度以上の障がいがある20歳未満の児童
手当額	全部支給 月額43,160円 一部支給 月額10,180円～43,150円 2人目の子ども …上記金額に5,100円～10,190円を加算 3人目以降の子ども …1人につき3,060円～6,110円を加算	子ども1人あたり 1級(重度) 月額52,500円 2級(中度) 月額34,970円
所得制限	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定額以上ある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定以上ある場合は手当が支給停止となります。
届出期間	現況届 8月2日(月)～8月31日(火)	所得状況届 8月12日(木)～9月13日(月)

【お知らせ】ひとり親家庭のみなさんを対象に、年に数回、県や市町の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート定期便」を発行しています。滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けしますので、ご希望の方は、子ども支援課でお申し込みください。

◆問い合わせ先 子ども支援課 子ども支援担当 ☎0748-52-6583

町営住宅入居者募集のご案内



【募集期間】 8月2日(月) から
8月27日(金) まで

【募集団地】

- ・第1内池団地(内池150番地)
平成14年度築(木造2階建)
- 2DK 1戸
- ・第2内池団地(内池152番地)
昭和63年度築(PC造3階建)
- 3DK 1戸

【入居資格】 持家がなく下記の①～⑥のすべてが該当する方

- ① 町内に住所または勤務地がある(概ね3か月以上)
- ② 税金・公共料金・保育料等に滞納がない(要完納証明)
- ③ 現在同居親族がある、または同居しようとする親族(婚約者を含む)がある(老年人、身体障害者等の方は単身であっても認められる場合があります)
- ④ 暴力団員でない
- ⑤ 1か月あたりの収入が定められた基準以下である
- ⑥ 現在、住宅に困窮されている方(次の①～⑥などに該当する方)

生上有害な不良住宅に居住している(2)正当な理由による立退き要求を受けている(3)居住の状況に問題がある(4)結婚したい(した)が住宅がない(5)居住費が過大(家賃等が収入月額の25%以上)である(6)遠距離通勤(片道90分以上)である

【月額家賃】 入居者の収入および住宅の諸条件により決定されます。

【今後の募集予定】

町営住宅入居者募集については次のとおり実施する予定です。

第3回 11月1日(月) から
11月26日(金) まで

第4回 令和4年2月7日(月) から
2月25日(金) まで

なお、空き部屋がない場合は当該期間内での募集は行いません。

戸数・規格・家賃の詳細は、日野町ホームページなどで掲載予定

です。

※入居者の入退去、住宅の状況等により募集団地の変更など生じる場合があります。最新の情報は、ホームページにて随時更新

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎0748-52-6567